

＜＜ 消費税率改定後の料金表 ＞＞

ホール附属備品及び備品利用料金表

種別	品名	単位	1回の利用料
照明設備	フットライト	1 式	160 円
	第1ボーダーライト	1 式	550 円
	第2ボーダーライト	1 式	550 円
	アッパーホリゾンライト	1 式	330 円
	ロアーホリゾンライト	1 式	330 円
	スポットライト(1.5KW)	1 台	530 円
	スポットライト(1KW)	1 台	330 円
	スポットライト(650W)	1 台	220 円
	スポットライト(500W)	1 台	160 円
	ピンスポットライト(ハコゲン1KW)	1 台	660 円
	ピンスポットライト(ハコゲン650W)	1 台	440 円
	ピンスポットライト(キセノン1KW)	1 台	2,200 円
	シーリングスポットライト	1 式	440 円
	照明セットA	1 式	2,580 円
	照明セットB	1 式	4,740 円
	照明セットC	1 式	9,670 円
	マシン・ミラーボール類	1 台	330 円
先玉レンズ	1 台	110 円	
元玉レンズ	1 台	110 円	
音響設備	拡声装置	1 式	1,100 円
	マイクロホン(有線)	1 本	110 円
	コンデンサーマイクロホン	1 本	330 円
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	220 円
	MDレコーダー	1 台	330 円
	CDプレーヤー	1 台	330 円
	カセットレコーダー	1 台	330 円
舞台設備	演壇	1 台	110 円
	屏風	1 双	550 円
	山台(1号)	1 枚	50 円
	山台(2号)	1 枚	110 円
	山台(3号)	1 枚	160 円
	司会者台	1 台	110 円
	指揮者用譜面台(指揮台付)	1 台	110 円
	譜面台	1 本	50 円
	緋毛せん	1 枚	330 円
	松羽目	1 式	880 円
	所作台	1 式	2,200 円
	ござ	1 枚	50 円
	山台用ざぶとん	1 枚	110 円
カーペット	1 枚	110 円	
映像設備	液晶プロジェクター	1 台	1,100 円
	スクリーン	1 式	550 円
楽器	ピアノ(グランド型)	1 台	3,300 円
その他	持込器具	1KWIにつき	110 円

＜ 備考 ＞

1. 1回の利用時間は、劇場の利用時間区分による午前(9:00～12:00)、午後(13:00～16:30)、夜間(17:30～21:00)を各1回とします。
2. ピアノの調律は利用者の負担となります。
3. 照明に利用するプラステートについては、別に実費として50円をいただきます。
4. 利用料は総額表示方式にて表示しております。

『市民劇場』利用料金表

● 施設利用料(基本利用料)

施設名	利用時間	午前	午後	夜間	全日	収容人員
		9:00 ～12:00	13:00 ～16:30	17:30 ～21:00	9:00 ～21:00	
ホー ル	平日	4,400	8,800	11,000	22,000	332人
	土・日曜 祝日	5,500	11,000	13,200	27,500	
	第1楽屋	330	330	330	880	
第2楽屋	330	330	330	880		
第1会議室	660	660	660	1,870	27人	
第2会議室	660	660	660	1,870	24人	
第3会議室	990	990	990	2,860	36人	

● 利用料の算出

次の区分に応じ、上記の基本利用料に所定の倍率を掛けた金額となります。

区分	利用方法	施設利用料
松戸市民	通常利用	×1.0
	営利用	×3.0
市民以外	通常利用	×2.0
	営利用	×4.5

● 利用料の減額

社会教育団体及び社会福祉団体等がその目的のために利用する場合は、利用者の申請により利用料を減額します。

なお、冷暖房料については、減額の適用はありません。

● 利用料の還付

既納の利用料は、特別の事由がある場合を除いて還付しません。

なお、特別の事由がある場合の還付率は次のとおりです。

1	施設の利用を利用期日の30日前までに取り消した場合 ⇒ 既納の利用料の80%
2	施設の利用を利用期日の5日前までに取り消した場合 ⇒ 既納の利用料の60%

使用施設等の変更で利用料が増える場合は、追加徴収になります。

“ ” 利用料が減る場合は、還付いたします。

● ホールの冷房又は暖房設備を利用する場合

品名	単位	利用料
冷暖房設備	1時間	550円